

強い農業づくり交付金実施要綱の制定について

16生産第8260号
平成17年4月1日
農林水産事務次官依命通知

改正 平成18年 3月31日 17生産第8565号

改正 平成19年 3月30日 18生産第9312号

改正 平成20年 4月 1日 19生産第9991号

改正 平成20年10月16日 20生産第3972号

改正 平成21年 3月31日 20生産第10042号

改正 平成21年 5月29日 21生産第1065号

改正 平成22年 5月28日 21生産第9804号

改正 平成23年 4月 1日 22生産第9707号

改正 平成23年 9月 1日 23生産第4223号

改正 平成24年 4月 6日 23生産第6188号

改正 平成25年 2月26日 24生産第2889号

改正 平成25年 5月16日 25生産第 169号

改正 平成26年 2月 6日 25生産第2887号

改正 平成26年 4月 1日 25生産第3419号

最終改正 平成27年 2月 3日 26生産第2519号

強い農業づくり交付金について、この度、強い農業づくり交付金実施要綱が別紙のとおり定められたので、御了知の上、本交付金の実施につき、適切な御指導をお願いします。

おって、貴局管内の県知事には、貴職から通知されたい。

強い農業づくり交付金実施要綱

第1 趣 旨

我が国の農業は、国民への食料の安定供給という重大な使命に加え、地域社会の活力の維持、国土及び自然環境の保全等の多面的な機能を有しており、我が国の経済社会の均衡ある発展と豊かでゆとりのある国民生活の実現のために欠かすことのできない重要な役割を果たしている。

一方、近年、消費・流通構造の変化に伴い、存在感を増す外食産業、流通業界のニーズに国産農畜産物が対応しきれなくなったことによる輸入農畜産物の急速な代替、農業従事者の減少・高齢化、農業所得の減少、耕作放棄地の増加及び更なる流通効率化の必要性等の問題が顕在化している。

このような状況に対処するため、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）に基づき新たに策定された「食料・農業・農村基本計画」により、消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農畜産物の安定的供給体制の構築を図るため、産地としての持続性を確保し、収益力を向上するための取組の推進、安全・安心で効率的な市場流通システムの確立等に取り組むことが最重要課題となっている。

このような課題に対処するため、強い農業づくり交付金は、農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化及び食品流通の合理化等、地域における生産から流通・消費までの対策を総合的に推進するものである。

第2 目 的

強い農業づくり交付金による対策（以下「本対策」という。）は、第1の趣旨を踏まえ、次に掲げる政策目的に向け設定される成果目標の達成に資するものとして行うものとする。

- 1 産地競争力の強化
- 2 食品流通の合理化

第3 対策の実施等

1 対策の実施方針

本対策は、地域が抱える問題の明確化を図り、その課題解決のために掲げる具体的な成果目標の達成に向け、地域の実情に応じて2に定める取組を適切に組み合わせるとともに、各種関連対策との連携を図ることで、総合的に実施するものとする。

2 対策の取組方向及び内容

本対策で実施する取組方向は、第2の政策目的に対応したものとし、その具体的なメニュー、事業実施主体、採択要件及び交付率は、別表1のⅠ及びⅡに掲げるとおりとする。

ただし、災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、農林水産省食料産業局長又は農林水産省生産局長（以下「生産局長等」という。）が特に必要と認める場合にあっては、別表1のⅠ及びⅡに定めるもののほか、緊急に事業を実施することができるものとする。

3 対象地域

(1) 事業の主たる受益地は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に基づく農業振興地域の農用地区域及び生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条第1項に基づく生産緑地地区(以下「生産緑地」という。)とする。

ただし、別表1のⅠのメニューの欄の1の(1)のウの耕種作物共同利用施設整備の(コ)の生産技術高度化施設のうち高度環境制御栽培施設並びにエの畜産物共同利用施設整備のうち(ア)から(ウ)まで、(エ)の自給飼料関連施設のうち地域未利用資源調製貯蔵施設、(オ)及び(カ)、2の産地合理化の促進の(4)から(6)まで並びにⅡのメニューの欄の1の(1)から(14)までの施設については、農用地区域及び生産緑地以外を主たる受益地とすることができる。

(2) 産地競争力の強化を目的とする取組において、野菜、果樹、茶及び花きを対象とする整備事業を実施する場合にあっては、都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項に規定する市街化区域内(以下「市街化区域」という。)(生産緑地を除く。)においても実施できるものとし、この場合の事業内容については、次に掲げるとおりとする。

ア 耕種作物小規模土地基盤整備は交付対象としないものとする。

イ 実施できる整備事業の内容は、耐用年数が10年以内のものに限ることとする。

4 成果目標の基準及び目標年度

(1) 成果目標の基準

成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、生産局長等が別に定めるところによるものとする。

(2) 目標年度

成果目標の目標年度は、次のとおりとする。

ア 産地競争力の強化を目的とする取組

事業実施年度(複数年度の事業にあっては事業完了年度とする。以下同じ。)の翌々年度とする。

ただし、次に掲げる事業については、以下のとおりとする。

(ア) 別表1のⅠのメニューの欄の1の(1)のアの(ウ)については、果樹については、事業実施年度から8年後、茶については、事業実施年度から7年後とする。

(イ) 別表1のⅠのメニューの欄の1の(1)のエの畜産物共同利用施設整備のうち(ウ)から(オ)まで及び2の(6)については、事業実施年度から6年以内とする。

(ウ) 別表1のⅠのメニューの欄の1のうち農畜産物輸出に向けた体制整備の取組については、事業実施年度から5年以内とする。

(エ) 別表1のⅠのメニューの欄の1のうち「強み」のある産地形成に向けた体制整備の取組については、事業実施年度から5年(新規作物及び果樹については8年、茶については7年、畜産物については6年)以内とする。

(オ) 別表1のⅠのメニューの欄の2の(5)については、事業実施年度から3年以内とする。

(カ) 別表1のⅠのメニューの欄の3の(4)については、事業実施年度から5年以内とする。

イ 食品流通の合理化を目的とする取組

事業完了年度（卸売市場の移転新設及び大規模増改築に係る事業にあつては、事業全体の完了年度とする。）から3年（ただし、取扱数量の増加を目標とする場合は5年以内）とする。

5 事業費の低減

本対策を実施する場合は、過剰とみられるような施設等の整備を排除する等、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

6 費用対効果分析

事業実施主体は、整備事業を実施する場合は、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、整備する施設等の導入効果について、生産局長等が別に定めるところにより費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討するものとする。

7 地域提案

都道府県知事は、地域の実情及び第2の政策目的を達成する観点から、別表1のⅠ及びⅡのメニューの欄に示された事業の具体的な取組内容以外に、地域として独自の取組（以下「地域提案」という。）を実施できるものとする。

ただし、地域提案を実施するに当たって要する経費に対する交付金の総額は、各都道府県へ交付された整備事業の交付金総額の20%を上限とするものとする。

その場合の交付率は、類似するメニューの交付率を準用するものとする。

第4 対策の実施等の手続

1 事業実施主体は、別表2に規定するその他必要な事項を内容とする事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

（1）事業実施計画の都道府県知事への提出は、事業実施主体のうち都道府県及び市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に定める一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）以外の者が事業実施主体である場合にあっては、市町村長（実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、原則として、主たる市町村長（一部事務組合にあっては管理者又は理事、広域連合にあってはその長とする。以下同じ。）とする。なお、別表1のⅡのメニューの欄の1の整備事業（以下「卸売市場施設整備」という。）のうち市町村が開設する卸売市場に係るものにあっては開設者たる市町村長とする。以下同じ。）を経由するものとする。

ただし、事業実施主体が、都道府県の区域を対象とする等、広域的な取組を行う場合、卸売市場施設整備であつて都道府県が開設者となっている中央卸売市場及び地方卸売市場若しくは地方公共団体以外の者が開設者となっている地方卸売市場に係る施設整備である場合又はやむを得ない事情があると都道府県知事が特に認める場合にあっては、当該事業実施主体は、事業実施計画について市町村長を経由せずに都道府県知事に提出することができるものとする。

（2）（1）の場合にあって、実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合には、事業実施主体は、主たる市町村以外の関係する市町村長に当該事業実施計画の写しを提出するものとする。

ただし、卸売市場施設整備を除くこととする。

(3) 市町村長は、(1)の本文に基づき対策の事業実施計画の提出があった場合は、事業実施主体が作成した事業実施計画について必要な指導及び調整を行い都道府県知事に提出するものとする。

(4) 市町村が事業実施主体となる場合にあっては、市町村長は事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

2 都道府県知事は、1により提出された事業実施計画及び自らが事業実施主体となる事業の内容を踏まえ、別紙様式1号及び3号により、都道府県事業実施計画（以下「都道府県計画」という。）を作成し、地方農政局長等（北海道にあっては生産局長等、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう、その他の都府県にあっては当該都府県の区域を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出し、その成果目標の妥当性について、地方農政局長等と協議を行うものとする。

3 都道府県知事は、2の提出を行う際に併せて、当該都道府県計画に地域提案が含まれる場合又は別表1のⅠ及びⅡの事業実施主体の欄に定める特認団体（以下「特認団体」という。）若しくは都道府県が事業実施主体である場合は、事業実施計画の内容についても、別紙様式1号及び3号により、地方農政局長等と協議を行うものとする。

4 地方農政局長等は、2及び3の協議を受けた場合は、協議の内容を検討するため、必要に応じ関係部局で構成する検討会を開催し、公平性の確保に努めるものとする。

5 都道府県知事は、成果目標の達成に資する場合には、本対策の範囲内で、都道府県計画の取組内容等を変更することができるものとする。

ただし、以下に掲げる事業内容を変更する場合にあっては、2に準じた手続を行うものとする。

(1) 成果目標の変更

(2) 特認団体又は都道府県が実施する事業内容の変更

(3) 地域提案の事業内容の変更

6 事業の着工

事業の着工は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合は、交付決定前に着工することができるものとする。

第5 対策の実施期間

整備事業（別表1のⅠ及びⅡのメニューの欄に定める整備事業をいう。以下同じ。）の実施期間は、別表1のⅠ及びⅡのメニューの欄の取組内容ごとに以下に定めるところによるものとする。

1 産地競争力の強化を目的とする取組

(1) 別表1のⅠのメニューの欄の1の(1)のエの(ア)から(オ)まで及び2の(4)に係る取組については、3年以内とすることができる。

(2) 別表1のⅠのメニューの欄の3の(4)の取組については、5年以内とすることができる。

(3) 交付金の要望額が10億円を超える取組については、2年とすることができる。

(4) (1) から (3) までに掲げるものを除き、1 年とする。

2 食品流通の合理化を目的とする取組

卸売市場施設整備にあつては、施設の改良、造成若しくは取得又は整備が完了する年度までの期間とする。

第6 国の助成措置

- 1 国は、毎年度、予算の範囲内において、成果目標の高さ等に応じ、本対策の実施、指導等に必要な経費について、別に定めるところにより交付金を交付するものとする。
- 2 交付金の交付を受けた都道府県知事が市町村に対して交付を受けた交付金を交付する場合には、本要綱に準じて、市町村の自主性を活かした強い農業づくりのための施策の展開を尊重した方法により交付するよう努めるものとする。
- 3 国は、都道府県に交付した交付金に不用額が生じることが明らかになった時は、交付金の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県知事等に対し、既に交付された交付金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

第7 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、本対策の実施年度から目標年度までの間、別表3に規定する項目も含めて、毎年度、当該年度における事業実施状況を作成し、都道府県知事に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、1の事業実施主体からの事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容について点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合等は、当該事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。
- 3 都道府県知事は、1の事業実施主体からの事業実施状況の報告について、目標年度の翌年度の9月末までに別紙様式2号及び5号により地方農政局長等に報告するものとする。
- 4 1及び3の作成に当たっての留意事項は、第11のほか、生産局長等が別に定めるところによるものとする。
- 5 国は、都道府県知事に対し、1に定める報告以外に、必要に応じ、事業実施主体ごとの事業実施状況について、提出を求めることができるものとする。

第8 対策の評価

事業実施計画に定められた成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

- 1 事業実施主体は、事業実施計画の目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、別表3に規定する項目を含めて評価報告を作成し、その結果を都道府県知事に報告するものとする。

なお、次に掲げる事業の場合は、中間的な評価を以下の時期に実施するものとする。

- (1) 別表1のIのメニューの欄の1の(1)のアの(ウ)のうち茶の優良品種系統等への改植の場合及びエの畜産物共同利用施設整備のうち(ウ)から(オ)まで並びに3の(4)の場合は、事業実施年度から4年度目
- (2) 別表1のIのメニューの欄の1の(1)のアの(ウ)のうち果樹の優良品種系統等への

改植・高接の場合は、事業実施年度から5年度目

- 2 都道府県知事は、1の事業実施主体からの報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、その結果を目標年度の翌年度の9月末までに別紙様式2号及び5号により地方農政局長等に報告するとともに、必要に応じこの評価結果を踏まえ、事業実施主体を指導するものとする。
- 3 都道府県知事は、この点検評価を実施した結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。
- 4 地方農政局長等は、2の都道府県知事からの報告を受けた場合には、内容を点検評価し、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うこととし、必要に応じこの評価結果を踏まえ、都道府県知事を指導するものとする。
なお、当該評価結果を生産局長等に報告するものとする。
- 5 地方農政局長等は、4の点検評価の結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、都道府県知事に対して改善措置を提出させるものとする。
- 6 生産局長等は、4の地方農政局長等からの報告を受けた場合には、本対策の関係者以外の者の意見を聴取しつつ、評価結果をとりまとめ、次年度の適正な対策の執行及び交付金の配分に反映させるものとする。
- 7 事業評価を行った事業実施主体、都道府県知事、地方農政局長等及び生産局長等は、原則として事業評価を行った年度に、その結果を公表するものとする。
- 8 国は、本対策の効果的な実施に資するため、対策の実施効果等必要な事項に関する調査を行うものとする。

第9 指導推進等

- 1 都道府県知事は、本対策の効果的かつ適正な推進を図るため、市町村及び農業団体等関係機関との密接な連携による推進体制の整備を図り、本対策の実施についての推進指導に当たるものとする。
- 2 対策の適正な執行の確保
 - (1) 国は、本対策の適正な執行を確保するため、実施手続等について、別に定めるところにより、本対策の関係部局以外の者の意見を聴取し、その意見を本対策の運用に反映させるものとする。
 - (2) 都道府県は、(1)に準じて第三者の意見を聴く体制を整えるものとする。ただし、他の方法により本対策の適正な執行が確保される場合は、この限りではない。

第10 他の施策等との関連

本対策の実施に当たっては、次に掲げる施策等との関連及び活用に配慮するものとする。

- 1 水田農業構造改革対策に基づく施策
- 2 野菜の構造改革対策に基づく施策
- 3 果樹産地構造改革の推進に関する施策
- 4 農業技術の開発普及及び農業機械の効率的利用に関する施策
- 5 農畜産物の需給の調整のための施策

- 6 環境保全型農業の推進に関する施策
- 7 株式会社日本政策金融公庫資金（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫資金）等農業金融に関する施策
- 8 男女共同参画社会の形成に関する施策
- 9 食品の流通部門の構造改善を促進するための施策
- 10 軽種馬経営と他の農業部門との複合化又は他の農業部門への転換に関する施策
- 11 耕作放棄地解消対策の推進に関する施策
- 12 農林水産物・食品の輸出促進対策に関する施策

第11 取組ごとの実施方針及び留意事項

取組ごとの実施方針及び実施に当たっての留意事項については以下に定めるもののほか、生産局長等が別に定めるところによるものとする。

1 周辺環境への配慮

共同利用施設の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

特に畜産施設の整備に当たっては、事業実施主体と、都道府県事業実施計画を作成する都道府県知事及び市町村長など取組が実施される地域を管轄する行政当局が、周辺住民との調整を必要とする範囲等を相談し調整するものとする。

2 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」（平成23年3月17日付け環廃産発第110317001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）、「園芸用使用済プラスチック適正処理に関する指導について」（平成7年10月23日付け7食流第4208号農林水産省食品流通局長通知）等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

3 セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理

事業実施主体は、特定外来生物に指定されているセイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理を徹底するため、生産技術高度化施設を整備し、セイヨウオオマルハナバチを飼養する場合には「セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理の徹底について」（平成24年12月21日付け24生産第2455号生産局農産部園芸作物課長通知）等に基づき、野外への逃亡防止等に万全を期すものとする。

4 周辺景観との調和

共同利用施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

5 農業共済等の積極的活用

継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業実施主体及び事業の受益者は、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済（以下「農業共済」という。）への積極的な加入に努めるものとする。

6 環境と調和のとれた農業生産活動

整備事業を実施した事業実施主体は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知。以下「環境と調和のとれた農業生産活動通知」という。）に基づき、原則として、事業実施状況報告の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する生産者から、点検シートの提出を受けることなどにより、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。

ただし、施設等を利用する生産者が不特定多数である等、点検シートの提出を受ける農業者の特定が困難な場合は、この限りではない。

7 農山漁村における女性の参画の促進

本事業を実施する次の各号に掲げる事業実施主体は、女性の参画に関する事項を設定している者、又は事業実施期間中に設定することが確実と見込まれる者とする。

- (1) 当該事業実施主体が都道府県又は市町村である場合は、農山漁村における女性の社会参画及び経営参画の促進に関する数値目標
- (2) 当該事業実施主体が農業協同組合又は農業委員会である場合は、当該組織における女性の選出枠の設定その他女性の参画に関する数値目標
- (3) 当該事業実施主体が農業協同組合連合会又は農業協同組合中央会である場合は、都道府県内の農業協同組合における女性の選出枠の設定その他女性の参画に関する数値目標
- (4) 当該事業実施主体が都道府県農業会議である場合は、都道府県内の農業委員会における女性の選出枠の設定その他女性の参画に関する数値目標

8 飼料自給率の向上

乳用牛及び肉用牛を対象とした畜産振興に係る整備事業（畜産環境及び畜産物の処理・加工・流通関連施設に係るものを除く。）を実施する事業実施主体は、「畜産関連事業における飼料自給率向上計画の策定について」（平成18年3月31日付け17生畜第2867号農林水産省生産局長通知）に基づき、飼料自給率向上計画を策定していること又は事業実施期間中に策定することが確実と見込まれることとする。

9 耕作放棄地対策の推進

本事業を実施する事業実施主体が所在する市町村又は主たる受益地の市町村は、その市町村の区域内において、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領（平成20年4月15日付け19農振第2125号農村振興局長通知）に基づきA分類（再生利用が可能な荒廃農地）に区分された荒廃農地を積極的に新規就農総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産省事務次官依命通知）第5に定める「人・農地プラン」に位置づけ、地域農業の中心となる経営体や新規就農者、農業算入企業等と結びつける取組を積極的に推進するよう努めるものとする。

10 配合飼料価格安定制度への加入促進

本事業における生乳、牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、馬及び特用家畜、飼料増産及び畜産周辺環境影響低減を対象とする取組の受益者のうち配合飼料を購入している者又は団体（以下「畜産経営者」という。）は、配合飼料価格安定対策事業実施要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第302号農林事務次官依命通知）に定める配合飼料価格安定基金（以下「基金」という。）が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補

填に関する毎年度行われる数量契約（以下「契約」という。）の締結を継続するものとする。
また、前年度末時点において基金との契約を締結していない畜産経営者にあつては基金との契約を締結するよう努めるものとする。

11 交付対象事業の公表

本事業の適正実施と透明性の確保を図るため、都道府県知事は、交付対象事業が完了した場合、実施した事業の概要について、都道府県のホームページへの掲載等により、事業実施年度の翌年度の7月末までに公表を行うものとする。

12 P F I法の活用

本事業により、地方公共団体が公益的施設を整備する場合は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「P F I法」という。）の活用を努めるものとする。

13 推進指導等

- （1）都道府県知事は、事業実施主体の代表者、役員又は職員等が、本対策の実施に関連して不正な行為をし、又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対して当該不正な行為等に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。
- （2）都道府県知事は、（1）に該当する事業実施主体が新たに本事業の実施を要望する場合、事業実施主体から報告を受けた当該不正行為等の真相及び発生原因、事業実施主体において講じられた再発防止のための是正措置等の報告内容が、本事業の適正な執行を確保する上で不十分であると認められるときは、当該事業を行わないものとする。

14 管理運営

（1）管理運営

事業実施主体は、本事業により交付金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

（2）管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、実施地域に係る団体であつて、都道府県知事が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営をさせることができるものとする。

（3）指導監督

都道府県知事及び市町村長は、本対策の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長（管理を委託している場合は管理主体の長。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

（4）定額交付金事業の取扱い

定額交付金の事業については、特にその交付金の使途について厳正に管理することとし、使途を証明する領収書等関係書類等を整備しておくものとする。

(5) 交付金の経理の適正化

交付金に係る経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」（平成7年11月20日付け7経第1741号農林水産事務次官依命通知）により厳正に行うものとする。

(6) 対策名等の表示

本対策により整備した施設等には、本対策名等を表示するものとする。

第12 委任

本対策の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、生産局長等が別に定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い次に掲げる通知は廃止する。
 - (1) 卸売市場施設整備費補助金交付要綱（昭和52年8月12日付け52食流第3752号農林事務次官依命通知。以下「旧市場要綱」という。）
 - (2) 地方卸売市場施設整備事業実施要領（昭和43年9月12日付け43農経C第493号農林事務次官依命通知。以下「旧地方市場要領」という。）
 - (3) 卸売市場活性化推進事業実施要領（平成12年3月24日付け12食流第658号農林水産事務次官依命通知。以下「旧活性化要領」という。）
 - (4) P F I 推進事業実施要領（平成12年3月24日付け12食流第659号農林水産事務次官依命通知。以下「旧P F I 要領」という。）
 - (5) 経営対策体制整備推進事業実施要綱（平成12年4月1日付け12構改B第166号農林水産事務次官依命通知）
 - (6) 生産振興総合対策事業実施要綱（平成14年4月1日付け13生産第10198号農林水産事務次官依命通知。以下「旧生産要綱」という。）
 - (7) 輸入急増農産物対応特別対策事業実施要綱（平成14年4月1日付け13生産第10126号農林水産事務次官依命通知。以下「旧輸入急増対策要綱」という。）
 - (8) アグリ・チャレンジャー支援事業実施要領（平成14年3月29日付け13経営第6896号農林水産事務次官依命通知）
 - (9) 販路開拓緊急対策事業実施要領（平成14年3月29日付け13経営第6899号農林水産事務次官依命通知）
- 3 2に掲げる通知によって平成16年度までに事業を実施した地区については、なお従前の例により取り扱うものとし、平成17年度以降も事業実施を予定している地区にあっては、原則としてこの要綱に基づいて事業を実施しているものとみなす。

ただし、次に掲げる事業を実施している地区については、この限りではない。

 - (1) 旧生産要綱別表第2の対策事業名の欄の3の事業内容の欄の1の(2)の家畜導入を行う事業（以下「旧家畜導入事業」という。）により造成された基金に残余がある事業実施主体にあっては、平成17年9月30日までは旧生産要綱に基づき当該事業を実施できるものと

する。

- (2) 旧生産要綱に基づき旧家畜導入事業を実施していた事業実施主体が、この要綱別表第1のタイプ名の欄の1の事業内容の欄の1の(4)の実証、試験等の実施のうち家畜導入を行う事業(以下「新家畜導入事業」という。)を実施する場合にあっては、この要綱の施行の際、旧家畜導入事業に基づいて造成された基金に残余があるときは、当該部分を新家畜導入事業により造成する資金に充てることができるものとする。
- (3) 旧市場要綱、旧地方市場要領、旧活性化要領、旧PFI要領、旧生産要綱、旧輸入急増対策要綱に基づく事業であって、その実施が平成17年度以降に繰り越されたものについては、廃止前の規定は、なおその効力を有する。
- (4) 旧生産要綱に基づき、平成16年度までに事業計画の承認を受け、かつ、当該事業計画に基づき、平成17年度以降においても事業を実施することを予定している畜産経営活性化事業及び家畜改良増殖対策事業については、この要綱に基づき事業を実施できるものとする。ただし、事業実施状況の報告等については、なお従前の例により取り扱うものとする。
- 4 「農業経営総合対策実施要領」(平成14年3月29日付け13経営第6627号農林水産事務次官依命通知。以下「経営総合対策要領」という。)に基づき、平成16年度までに実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。
- 5 経営総合対策要領に基づき、平成16年度までに事業計画の認定を受け、かつ、当該事業計画に定めるところにより平成17年度以降も事業実施を予定している経営構造対策事業については、この要綱別表のメニュー欄の経営構造対策として事業を実施できるものとする。ただし、事業完了の報告及び事業の評価に係る手続については、なお従前の例により取り扱うものとする。
- 6 「畜産環境総合整備事業実施要綱」(平成7年4月1日付け7畜B第326号農林水産事務次官依命通知)に基づき、平成21年度までに採択され、平成22年度以降においても事業を実施することを予定している畜産環境総合整備統合補助事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この改正された要綱は、平成18年3月31日から施行する。ただし、同年4月1日から適用する。
- 2 この通知による改正前の要綱別表の政策目的の欄のIのメニューの欄の1の取組に係る(1)のエの実証、試験の実施のうち市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、公社及び特認団体が家畜の導入を受ける者に対し、乳用雌牛又は肉用繁殖雌牛を一定期間貸し付けた後、その者に譲渡する取組を実施する場合にあっては、この通知の施行の際、新家畜導入事業に基づいて造成された基金に残余があるときは、基金の残余の範囲内で、農林水産省生産局長が別に定めるところにより実施できるものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 1の規定にかかわらず、第10の（7）中「農林漁業金融公庫資金」を「株式会社日本政策金融公庫資金」に改める改正規定は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成20年10月16日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成21年5月29日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成22年5月28日から施行する。
- 2 「強い農業づくり交付金実施要綱の一部改正について」（平成22年5月28日付け21生産第9804号農林水産事務次官依命通知）による改正前の本要綱別表の政策目的の欄のⅡのメニューの欄の2の（1）の経営構造対策であって、平成21年度までに事業施計画の承認を受け、かつ、当該事業実施計画に定めるところにより平成22年度以降においても事業を実施することを予定している地区（担い手育成緊急地域及び沖縄県に限る。）及び都道府県農業会議等の取組については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成24年4月6日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成25年2月26日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成25年5月16日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成27年2月3日から施行する。

別表 1 の I （第 3 関係）

政策目的	メニュー	事業実施主体	採択要件	交付率
産 地 競 争 力の強化	1 産地収益力の強化に向けた総合的推進 〔 土地利用型作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜、花き、環境保全型農業、畜産周辺環境影響低減、畜産生産基盤育成強化、飼料増産、家畜改良増殖、食肉等流通体制整備、国産原材料サプライチェーン構築、青果物広域流通システム構築、農畜産物輸出に向けた体制整備、「強み」のある産地形成に向けた体制整備 〕 以下の事業が実施できるものとする。 （１）整備事業 ア 耕種作物小規模土地基盤整備 （ア）ほ場整備 （イ）園地改良 （ウ）優良品種系統等への改植・高接 （エ）暗きょ施工 （オ）土壌土層改良 イ 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備 （ア）飼料作物作付条件整備 （イ）放牧利用条件整備 （ウ）水田飼料作物作付条件整備 ウ 耕種作物共同利用施設整備 （ア）共同育苗施設 （イ）乾燥調製施設 （ウ）穀類乾燥調製貯蔵施設 （エ）農産物処理加工施設 （オ）集出荷貯蔵施設 （カ）産地管理施設 （キ）用土等供給施設 （ク）農作物被害防止施設 （ケ）農業廃棄物処理施設 （コ）生産技術高度化施設 （サ）種子種苗生産関連施設 （シ）有機物処理・利用施設 エ 畜産物共同利用施設整備 （ア）畜産物処理加工施設 （イ）家畜市場 （ウ）家畜飼養管理施設 （エ）自給飼料関連施設 （オ）家畜改良増殖関連施設 （カ）畜産周辺環境影響低減施設	1 メニューの欄の 1 の事業実施主体は、次に掲げる者とする。 （１）都道府県 ただし、飼料増産の取組を対象として事業を実施する場合にあっては、生産局長等が別に定める飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備、自給飼料関連施設に限るものとする。 （２）市町村 （３）農業協同組合連合会 （４）農業協同組合 （５）公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。） （６）土地改良区 （７）農事組合法人（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 72 条の 8 第 1 項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。） （８）農事組合法人以外の農業生産法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する法人をいう。以下同じ。） （９）特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化促進法」という。）第 23 条第 4 項に規定する団体をいう。以下同じ。） （10）その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体とする。） （11）消費者団体及び市場関係者（生産局長等が別に定めるものをいう。以下同じ。） ただし、野菜の取組を対象とした、産地管理施設の整備に限るものとする。 （12）事業協同組合連合会及び事業協同組合 （13）食品事業者 以下のア又はイの場合に限るものとする。 ア 大豆製品又は茶製品の製造又は製造小売（以下「製造等」という。）を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備を整備する場合 イ 国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備、甘味資源作物及びでん粉原料用いもの種子種苗生産関連施設、育苗施設、でん粉製造過程で排出される未利用資源の堆肥化等に必要な有機物処理・利用施設を整備する場合 （14）民間事業者（生産局長が別に定めるものに限る。） （15）中間事業者（生産局長が別に定めるものに限る。） 国産原材料サプライチェーン構築の取組を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設、種子種苗生産関連施設及び畜産物処理加工施設の整備に限るものとする。 （16）流通業者（生産局長等が別に定めるものに限る。） 青果物広域流通システム構築の取組を対象とした集出荷貯蔵施設の整備に限るものとする。 （17）公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人 ただし、畜産物処理加工施設のうち産地食肉センター、食鳥処理施設及び鶏卵処理施設並びに家畜市場の整備に限るものとする。 （18）都道府県知事が地方農政局長等と協議して認める団体（以下「特認団体」という。）	1 メニューの欄の 1 の採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこと。 （１）受益農家及び事業参加者が、原則として 5 戸以上であること。 ただし、生産局長等が別に定める場合を除く。 （２）要綱第 3 の 4 の成果目標の基準を満たしていること。 （３）生産局長等が別に定める面積要件等を満たしていること。 （４）整備事業を実施する場合にあっては、当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。 ただし、総事業費が 5 千万円以上のものに限る。 （５）共同利用施設を設置する場合にあっては、原則として、総事業費が 5 千万円以上であること。 （６）生産局長等が別に定める女性の参画促進に資する共同利用施設の整備にあっては、上記（３）及び（５）の要件を適用しない。	1 交付金の交付率は定額（事業費の 1／2 以内（ただし、生産局長等が別に定める場合において、生産局長等が別に定める率又は額以内））とする。
	2 産地合理化の促進 以下の事業が実施できるものとする。 （１）穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用 （２）集出荷貯蔵施設等再編利用 （３）農産物処理加工施設等再編利用 （４）食肉等流通体制再編整備 （５）国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化 （６）乳業再編等整備 ア 効率の乳業施設整備 イ 集送合理化等推進整備	2 メニューの欄の 2（（６）のイを除く。）の事業実施主体は次に掲げる者とする。 （１）都道府県（メニューの欄の（１）から（４）までの事業に限る。） （２）市町村（メニューの欄の（１）から（５）までの事業に限る。） （３）農業協同組合連合会 （４）農業協同組合 （５）公社 （６）土地改良区（メニューの欄の（１）の事業に限る。） （７）農事組合法人（メニューの欄の（１）から（５）までの事業に限る。） （８）農事組合法人以外の農業生産法人（メニューの欄の（１）から（５）までの事業	2 メニューの欄の 2 の（１）から（４）までの事業の採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこと。 （１）受益農家及び事業参加者が、原則として 5 戸以上であること。 ただし、生産局長等が別に定める場合を除く。 （２）要綱第 3 の 4 の成果目標の基準	2 交付金の交付率は定額（メニューの欄の 2 の（１）から（４）までの事業は事業費の 1／2 以内、メニューの欄の 2 の（５）及び（６）の事業は事業費の 1／3 以

		に限る。) (9) 特定農業団体（メニューの欄の（１）から（５）までの事業に限る。) (10) その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体とする。）（メニューの欄の（１）から（４）までの事業に限る。) (11) 食品事業者（メニューの欄の（５）の事業に限る。) (12) 特認団体（メニューの欄の（１）から（４）までの事業に限る。) (13) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人（メニューの欄の（４）の事業に限る。) (14) 事業協同組合連合会及び事業協同組合 (15) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社（独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第2条の規定に基づき、農林水産大臣が定める基準（平成15年10月1日農林水産省告示第1538号）第2号に規定する基準に適合するものに限る。）（メニューの欄の（６）のアの事業に限る。) (16) 乳業再編等協議会（生産局長等が別に定めるものに限る。）（メニューの欄の（６）のアの事業に限る。) メニュー欄の2の（６）のイの事業実施主体は、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第5条に規定する指定生乳生産者団体とする。	を満たしていること。 (3) 生産局長等が別に定める面積要件等を満たしていること。 (4) 当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。 ただし、総事業費が5千万円以上のものに限る。 (5) 共同利用施設を設置する場合にあっては、原則として、総事業費が5千万円以上であること。 メニューの欄の2の（５）及び（６）の事業の採択要件は、生産局長等が別に定める要件を満たしていること。	内（ただし、生産局長等が別に定める場合においては、生産局長等が別に定める率以内）とする。
	3 産地リスクの軽減 以下の事業が実施できるものとする。 (1) 地球温暖化対策（気候変動リスク軽減） ア 耕種作物小規模土地基盤整備 （ア）ほ場整備 （イ）暗きょ施工 （ウ）土壌土層改良 イ 産地管理施設 ウ 農作物被害防止施設 エ 生産技術高度化施設 オ 種子種苗生産関連施設 (2) 地球温暖化対策（土壌劣化リスク軽減） ア 耕種作物小規模土地基盤整備 （ア）暗きょ施工 （イ）土壌土層改良 イ 用土等供給施設 ウ 生産技術高度化施設 エ 有機物処理・利用施設 (3) 資材高騰等のリスク軽減 ア 耕種作物小規模土地基盤整備 （ア）ほ場整備 （イ）暗きょ施工 （ウ）土壌土層改良 イ 産地管理施設 ウ 生産技術高度化施設 エ 有機物処理・利用施設 オ 油糧作物処理加工施設 カ バイオディーゼル燃料製造供給施設 (4) 環境保全（小規模公害防除） (5) 環境保全（農業廃棄物の再生処理）	3 メニューの欄の3の事業実施主体は、次に掲げる者とする。 (1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 農業協同組合連合会 (4) 農業協同組合 (5) 公社 (6) 土地改良区 (7) 農事組合法人 (8) 農事組合法人以外の農業生産法人 (9) 特定農業団体 (10) その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体とする。) (11) 民間事業者（生産局長等が別に定めるものに限る。) (12) 特認団体	3 メニューの欄の3の採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこと。 (1) 受益農家及び事業参加者が、原則として5戸以上であること。 ただし、生産局長等が別に定める場合を除く。 (2) 要綱第3の4の成果目標の基準を満たしていること。 (3) 当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること（生産局長等が別に定める場合を除く。）。 ただし、総事業費が5千万円以上のものに限る。 (4) 共同利用施設を設置する場合にあっては、原則として、総事業費が5千万円以上であること。 (5) 生産局長等が別に定める女性の参画促進に資する共同利用施設の整備にあっては、上記（4）の要件を適用しない。	3 交付金の交付率は定額（事業費の1／2以内（ただし、生産局長等が別に定める場合においては、生産局長等が別に定める率以内）とする。

別表１のⅡ（第3関係）

政策目的	メニュー	事業実施主体	採択要件	交付率
食品流通の合理化	卸売市場施設整備の推進 中央卸売市場施設整備、卸売市場再編促進施設整備、卸売市場活性化等事業、地方卸売市場施設整備、卸売市場耐震化施設整備 1 整備事業 次に掲げる施設の改良、造成又は取得を実施できるものとする。 (1) 売場施設 ア 大規模に温度管理機能を付与する改良、造成若しくは取得又は整備	事業実施主体は、次に掲げる者とする。 (1) 卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「市場法」という。）第8条第1号若しくは第2号に該当する地方公共団体又は中央卸売市場を開設している地方公共団体	採択条件は、次に掲げるすべての要件を満たすこと。 (1) 要綱第3の4の成果目標の基準を満たしているこ	交付金の交付率は定額（事業費の4／10以内（ただし、生産局長等が別

	イ 上記以外の改良、造成若しくは取得又は整備 (2) 貯蔵・保管施設（高度化・強化を図るもの） (3) 駐車施設 (4) 構内舗装 (5) 搬送施設（高度化・強化を図るもの） (6) 衛生施設（高度化・強化を図るもの） (7) 食肉関連施設 ア 高度化を図るもの イ ア以外のもの (8) 情報処理施設 (9) 市場管理センター (10) 防災施設 (11) 加工処理高度化施設 (12) 総合食品センター機能付加施設 (13) 附帯施設 (14) (1) から (13) までの施設内容に準ずる施設 (15) 共同集出荷施設	(2) 中央卸売市場整備計画に基づき中央卸売市場から転換した地方卸売市場の開設者 (3) 中央卸売市場整備計画に基づき他の中央卸売市場との統合により廃止する中央卸売市場の開設者 (4) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。）第6条に基づき選定された特定事業を実施する選定事業者 (5) 事業協同組合又は協同組合連合会 (6) (5) に掲げる者が主たる出資者又は出えん者となっている法人 (7) 市場法第55条の開設許可を受け、又は受けることが確実と認められる者 (8) 特認団体	と。 (2) 生産局長等が別に定める要件を満たしていること。 (3) 整備事業を実施する場合にあつては、事業実施主体が事業実施主体の欄の(3)の場合を除き、当該施設の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。 ただし、総事業費が5千万円以上のものに限る。	に定める場合にあつては、生産局長等が別に定める率以内)) とする。
--	--	--	--	---

別表 2（整備事業の事業実施計画）

政策目的	メニュー	事業実施計画に記載すべき項目
産地競争力の強化	産地収益力の強化に向けた総合的推進	1 成果目標の妥当性に関する項目 別紙様式 1 号の I の産地競争力の強化を目的とする取組用に規定されている項目を含み記載するものとする。ただし、成果目標が契約取引に係る内容である場合には、契約書、確認書、覚書、需要見込み調査結果その他の販路の見込みが確認できる資料を添付すること。 2 成果目標の達成に向けた推進体制づくりに関する項目 強い農業づくり交付金の配分基準について（平成17年 4 月 1 日付け16生産第8451号農林水産省大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長、経営局長通知。以下「配分基準通知」という。）に定める成果目標の達成のため、関係機関が一体となった推進体制が整備され、事業実施主体において推進活動が行われている状況について記載するものとする。 3 費用対効果に関する項目 生産局長等が別に定めるところにより算出するものとし、その算出根拠も合わせて記載又は添付するものとする。 4 施設等の規模決定根拠に関する項目 施設等の規模を決定する際は、整備する施設等の利用計画及び既存の施設の利用状況を明確化するとともに規模決定根拠についての具体的な数値を用いて記載するものとする。 5 整備する施設等の貸付けに係る計画に関する項目 「貸付対象・受益農家戸数」、「貸付期間」、「管理の役割分担」等を記載するものとする。 6 担い手の育成目標に関する項目 「受益農家数」、「受益農家数のうち認定農業者数」について現状値と目標値を記載するとともに、「担い手育成のための具体的な取組内容」等を記載するものとする。 ただし、別表 1 の I のメニューの欄の 1 の（1）のエの（ア）の畜産物処理加工施設のうち産地食肉センター、食鳥処理施設及び鶏卵処理施設並びに（イ）の家畜市場については、必要としない。 7 担い手への集約化の取組に関する項目 「集約化の基準（利用量、受益面積、出荷額、取扱数量等の集約化の判断基準。以下同じ。）」、「現時点及び目標年度における集約率（集約化の基準に占める担い手の割合）」、「集約化への具体的な取組及び取決め内容（協定等）」、「各受益農家ごとの集約化に向けた具体的な取組・取決めの一覧」等を記載するものとする。 ただし、次に掲げるものにあつては必要としない。 （1）土地利用型作物の取組のうち主要農作物種子に係る整備事業及び環境保全型農業の取組に係る整備事業 （2）別表 1 の I のメニューの欄の 1 の（1）のエの（ア）の畜産物処理加工施設のうち産地食肉センター、食鳥処理施設及び鶏卵処理施設並びに（イ）の家畜市場 （3）畜産生産基盤育成強化の取組のうち、新生産システムの実践・普及に係る要綱別表 1 の I のメニューの欄の 1 の（1）のエの（ウ）の家畜飼養管理施設

	(4) 飼料増産の取組のうち、別表1のⅠのメニューの欄の1の(1)のイの(イ)の放牧利用条件整備 (5) 家畜改良増殖の取組のうち、別表1のⅠのメニューの欄の1の(1)のエの(オ)の家畜改良増殖関連施設 (6) 畜産周辺環境影響低減の取組に係る整備事業 8 その他都道府県知事が事業の審査等を行うに当たって必要とする項目
産地合理化の推進	1 成果目標の妥当性に関する項目 別紙様式1号のⅠの産地競争力の強化を目的とする取組用に規定されている項目を含み記載するものとする。ただし、成果目標については、契約書、確認書、覚書、集荷計画、処理経費の低減、取扱数量の増加等、再編に係る内容が確認できる資料を添付すること。 2 成果目標の達成に向けた推進体制づくりに関する項目 配分基準通知に定める成果目標の達成のため、関係機関が一体となった推進体制が整備され、事業実施主体において推進活動が行われている状況について記載するものとする。 3 費用対効果に関する項目 生産局長等が別に定めるところにより算出するものとし、その算出根拠も合わせて記載又は添付するものとする。 4 施設等の規模決定根拠に関する項目 施設等の規模を決定する際は、整備する施設等の利用計画及び既存の施設の利用状況を明確化するとともに規模決定根拠についての具体的な数値を用いて記載するものとする。 5 事業概要に関する項目 別表1のⅠのメニューの欄の2の(6)の事業については、生産局長等が別に定める項目を含むものとする。 6 整備する施設等の貸付けに係る計画に関する項目 「貸付対象・受益農家戸数」、「貸付期間」、「管理の役割分担」等を記載するものとする。 ただし、別表1のⅠのメニューの欄の2の(5)及び(6)の事業については、必要としない。 7 担い手の育成目標に関する項目 「受益農家数」、「受益農家数のうち認定農業者数」について現状値と目標値を記載するとともに、「担い手育成のための具体的な取組内容」等を記載するものとする。 ただし、別表1のⅠのメニューの欄の2の(4)から(6)までの事業については、必要としない。 8 担い手への集約化の取組に関する項目 「集約化の基準(利用量、受益面積、出荷額、取扱数量等の集約化の判断基準。以下同じ。）」、「現時点及び目標年度における集約率(集約化の基準に占める担い手の割合)」、「集約化への具体的な取組及び取決め内容(協定等)」、「各受益農家ごとの集約化に向けた具体的な取組・取決めの一覧」等を記載するものとする。 ただし、次に掲げるものにあつては必要としない。 (1) 別表1のⅠのメニューの欄の2の(1)の穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用のうち主要農作物種子に係る整備事業

		(2) 別表1のⅠのメニューの欄の2の(4)から(6)までの事業 9 その他都道府県知事が事業の審査等を行うに当たって必要とする項目
	産地リスクの軽減	1 成果目標の妥当性に関する項目 別紙様式1号のⅠの産地競争力の強化を目的とする取組用に規定されている項目を含み記載するものとする。 2 成果目標の達成に向けた推進体制づくりに関する項目 配分基準通知に定める成果目標の達成のため、関係機関が一体となった推進体制が整備され、事業実施主体において推進活動が行われている状況について記載するものとする。 3 費用対効果に関する項目 生産局長等が別に定めるところにより算出するものとし、その算出根拠も合わせて記載又は添付するものとする。 4 施設等の規模決定根拠に関する項目 施設等の規模を決定する際は、整備する施設等の利用計画及び既存の施設の利用状況を明確化するとともに規模決定根拠についての具体的な数値を用いて記載するものとする。 5 整備する施設等の貸付けに係る計画に関する項目 「貸付対象・受益農家戸数」、「貸付期間」、「管理の役割分担」「雇用状況」等を記載するものとする。 6 その他都道府県知事が事業の審査等を行うに当たって必要とする項目
食品流通の合理化	卸売市場施設整備の推進	1 成果目標の妥当性に関する項目 別記様式1号のⅡの食品流通の合理化を目的とする取組用に規定されている項目を含み記載するものとする。 2 費用対効果に関する項目 生産局長等が別に定めるところにより算出するものとし、その算出根拠を併記又は添付するものとする。 3 事業概要に関する項目 (1) 事業前後の比較(施設の面積・構造、導入設備能力等) (2) 当年度工期 (3) 当年度事業費 (4) 全体事業期間(複数年度の事業の場合) (5) 全体事業費(複数年度の事業の場合) 4 事業を実施する理由に関する項目 (1) 現状と課題 (2) 対応方向・方針 (3) 対応方向・方針を具体化する事業の内容 5 中央卸売市場整備計画及び開設者が作成する中央卸売市場整備計画書との関係に関する項目 6 交付対象事業費等計算表に関する項目(個々の建物、機械ごとに整理) (1) 事業費(工事費、実施設計費、工事雑費) (2) 交付対象事業費(工事費、実施設計費、工事雑費) (3) 交付率 (4) 財源内訳(強い農業づくり交付金、地方債、一般財源、その他)

		7 高度化施設等に関する項目 (1) 売場施設の大規模な温度管理機能の付与に該当する理由（大規模な温度管理機能の付与に該当する場合） (2) 貯蔵・保管施設等の高度化・強化に該当する理由（高度化・強化を図るものに該当する場合） (3) 品質管理高度化施設に該当する理由 8 交付対象施設の整備規模の妥当性に関する項目 (1) 整備規模 (2) 必要規模及びその算定根拠 (3) 整備規模が必要規模を超える場合の合理的な理由 9 複数年度の事業の全体計画及び年度別計画に関する項目（個々の建物、機械ごとに整理） (1) 事業費 (2) 交付対象事業費 (3) 交付金の額 10 繰越額に関する項目 (1) 前年度事業の年度内出来高及び当年度への繰越額 (2) 前年度分と当年度分の工程表 11 食肉関連施設整備実施計画に関する項目（個々の建物、機械ごとに整理） (1) 事業費 (2) 交付対象事業費 (3) 交付金の額 12 9のうちの新設市場建設及び大規模増改築事業に関する項目 (1) 建設計画の概要 (2) 売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設及び構内舗装の現有規模（着工年度の前年度末）及び事業実施規模（大規模増改築に該当する場合） (3) 工事計画・工事工程表 13 その他都道府県知事が事業の審査等を行うに当たって必要とする項目
--	--	---

別表3（整備事業の実施状況報告及び評価報告）

政策目的	メニュー	事業実施状況報告及び評価報告に記載すべき項目
産地競争力の強化	産地収益力の強化に向けた総合的推進	1 事業実施状況に関する一般的な項目 別紙様式2号のIに規定されている項目を含み記載するものとする。 2 事業実施後の地区における現状と事業の総合評価に関する項目 事業実施後の地区における現状と事業の総合評価を幅広く数値等も交えて、具体的に記載するものとする。 3 担い手の育成状況に関する項目 「受益農家数」、「受益農家数のうち認定農業者数」について事業実施後の状況を記載するものとする。 ただし、別表2のメニューの欄の産地収益力の強化に向けた総合的推進の事業実施計画に記載すべき項目の6のただし書に掲げるものについては、必要としないものとする。

	4 「担い手への集約化の基準」についての「事業実施後の状況」を記載するものとする。 ただし、別表2のメニューの欄の産地収益力の強化に向けた総合的推進の事業実施計画に記載すべき項目の7のただし書に掲げるものについては、必要としないものとする。 5 事業実施状況に関する詳細な項目 要綱別表1のIのメニュー欄の1の(1)のイの飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備にあつては「作付面積及び作付率」、ウの耕種作物共同利用施設整備並びにエの畜産物共同利用施設整備にあつては「利用量」、「利用率」、「収支差」、「収支率」及び「累積赤字」について、事業実施後の状況を記載するものとする。 6 事業の効果及び改善方策に関する項目 「事業の効果」、「事業実施後の課題」及び「改善方策（改善の必要がある場合）」について記載するものとする。 7 その他事業実施状況報告に必要な項目
産地合理化の促進	1 事業実施状況に関する一般的な項目 別紙様式2号のIに規定されている項目を含み記載するものとする。 2 事業実施後の地区における現状と事業の総合評価に関する項目 事業実施後の地区における現状と事業の総合評価を幅広く数値等も交えて、具体的に記載するものとする。 3 担い手の育成状況に関する項目 「受益農家数」、「受益農家数のうち認定農業者数」について事業実施後の状況を記載するものとする。 ただし、別表2のメニューの欄の産地合理化の促進の事業実施計画に記載すべき項目の7のただし書に掲げるものについては、必要としないものとする。 4 「担い手への集約化の基準」についての「事業実施後の状況」を記載するものとする。 ただし、別表2のメニューの欄の産地合理化の促進の事業実施計画に記載すべき項目の8のただし書に掲げるものについては、必要としないものとする。 5 事業実施状況に関する詳細な項目 「利用量」、「利用率」、「収支差」、「収支率」及び「累積赤字」について、事業実施後の状況を記載するものとする。 ただし、別表1のIのメニューの欄の2の(5)及び(6)の事業については、必要としないものとする。 6 事業の効果及び改善方策に関する項目 「事業の効果」、「事業実施後の課題」及び「改善方策（改善の必要がある場合）」について記載するものとする。 7 その他事業実施状況報告に必要な項目
産地リスクの軽減	1 事業実施状況に関する一般的な項目 別紙様式2号のIに規定されている項目を含み記載するものとする。 2 事業実施後の地区における現状と事業の総合評価に関する項目 事業実施後の地区における現状と事業の総合評価を幅広く数値等も交えて、具体的に記載するものとする。 3 事業実施状況に関する詳細な項目

		共同利用施設整備にあつては、「利用量」、「利用率」、「収支差」、「収支率」及び「累積赤字」について、事業実施後の状況を記載するものとする。 4 事業の効果及び改善方策に関する項目 「事業の効果」、「事業実施後の課題」及び「改善方策（改善の必要がある場合）」について記載するものとする。 5 その他事業実施状況報告に必要な項目
食品流通の 合理化	卸売市場施設整備 の推進	1 事業実施状況及び評価報告に関する一般的な項目 別紙様式２号のⅡの食品流通の合理化を目的とする取組用に規定されている項目 2 事業の効果及び改善方策に関する項目 「事業の効果」、「事業実施後の課題」及び「改善方策（改善が必要ある場合）」について記載するものとする。 3 その他事業実施状況報告及び評価報告に必要な項目